

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2020年3月号

訪問販売に注意！

訪問販売には、決められたルールがあります。

相談事例 ①

自宅で業者に「良い商品だから」と詰め寄られ、高額な契約をしてしまった！

電話で「布団にダニやカビがないか点検に伺いたい」と電話があり、興味がわいて自宅への訪問を承諾した。点検してもらうと「布団を汚さないためのカバーと、湿気を取るためのドライパッドが必要」と販売員から強く勧められた。合計70万円もするので「高いから無理です！」と言ったが、販売員に「良い商品だから」などとしつこく詰め寄られ、契約してしまった。一括で支払うのは困難なので、分割払いにしてもらったが、年金暮らしで毎月10万円の支払いは苦しい。解約したい。



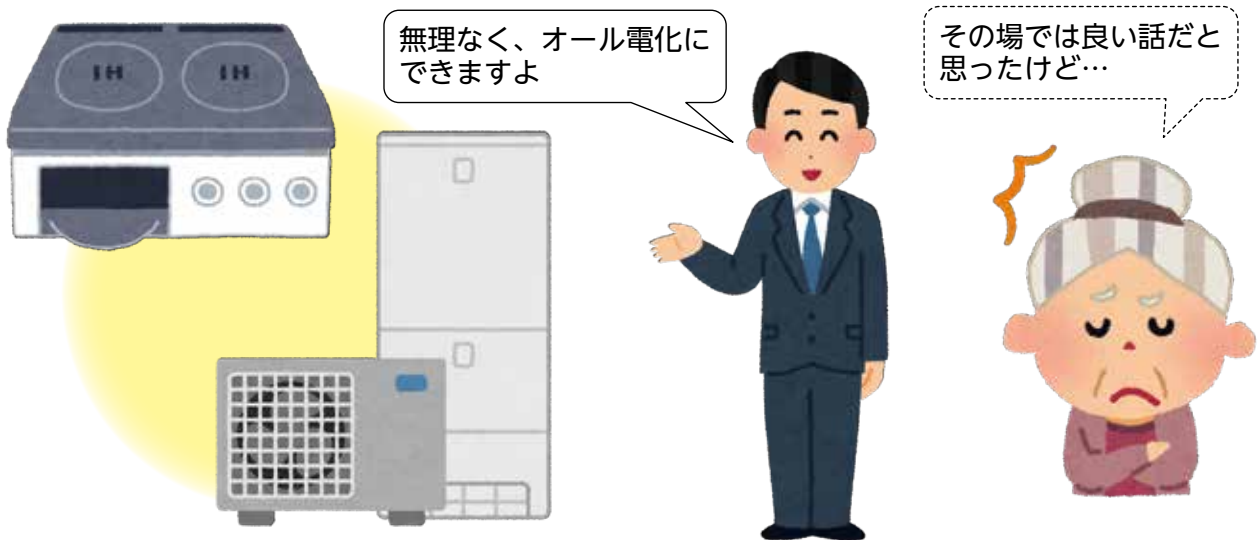
「訪問販売」とは、事業者が、店舗や営業所以外の場所（例：消費者の自宅）で行う、商品・サービス等の販売・提供のことです。（※営業所や路上、借り上げた会場などでの販売であっても、訪問販売に該当する場合があります。）

訪問販売は、消費者に十分な準備や情報・知識がないところに、事業者が商品・サービス等の勧誘を行うため、事業者主導になりやすく、トラブルが生じやすい取引です。

相談事例 2

電気料金の見直しと言われ、オール電化の契約をしてしまった！

大手電力会社の代理店を名乗る人から「電気料金の見直しについて説明に伺いたい。検針票を見せてほしい」と電話があった。電力会社が言うなら必要なことだろうと思い、後日訪問を受け、検針票を見せた。「**オール電化にすれば、今のガス料金の何年か分で電気温水器とIHクッキングヒーターに買い替えられる。15年ローンなら、毎月の支払いも無理にはならない。**」と勧められ、その場でローン契約してしまった。家族に話したら、「電力会社のホームページにはそんな代理店は載っていない。急いで決めず、詳細をきちんと確認してから契約をするべき」と反対された。解約したい。



相談事例 3

よく知らない会社のWi-Fi契約を結んでしまった！

突然、知らない業者の訪問を受け、ネット環境にはWi-Fiが便利だと勧められ、2年間、毎月4,000円のクレジットカード払いで契約した。Wi-Fiを使いたい気持ちはあったが、本当にこの業者で良かったのか、信用してよいのか不安になった。やはり、いろいろ調べてから決めたいので解約したい。



訪問販売について知ろう！

訪問販売での勧誘や販売の方法は、「**特定商取引法**」で細かく定められています。

● 次のような行為は違法です。

- 事業者の名前、販売目的、商品やサービスの種類などを告げないこと。
（「点検です」「アンケートです」などと言ったのに、商品等を販売することは違反です。）
- 消費者が一度断っているのに、勧誘を続けること。（再勧誘の禁止）
- 消費者に不安や恐怖を感じさせて、むりやり契約させたり、クーリング・オフを妨げること。
- 嘘をついて（不実告知）、商品・サービスを購入・契約させること。
- 商品・サービスの説明で都合の悪い部分を隠すこと。
- 帰ってほしいと要求しても敷地内に居座ること。



消費者庁イラスト

● 事業者は、以下の事項を記載した申込書面または契約書面を交付する義務があります。

- | | | | |
|------------------------------|-----------------|------------------------|---------------------|
| ①商品の種類 | ②代金や費用 | ③支払い時期、支払い方法 | ⑦契約の申し込み、締結の担当者氏名 |
| ④商品の引き渡し時期、権利の移転時期、サービスの提供時期 | ⑤クーリング・オフに関する事項 | ⑥事業者の名前、住所、電話番号、法人代表者名 | ⑧契約の申し込み、締結の年月日 |
| | | | ⑨商品名および商品の商標または製造者名 |
| | | | ⑩商品の型式 ⑪商品の数量 |

以下の項目がある場合は記載すること。

- 商品に隠れた不具合があった場合の販売業者の責任についての定め
- 契約の解除に関する定め
- その他特約事項

● 訪問販売には、クーリング・オフ制度があります。

- クーリング・オフ制度とは、特定の取引に関して一定期間内に事業者書面に申入れをすることにより、無条件で契約を解除できる制度です。

被害にあわないためのアドバイス

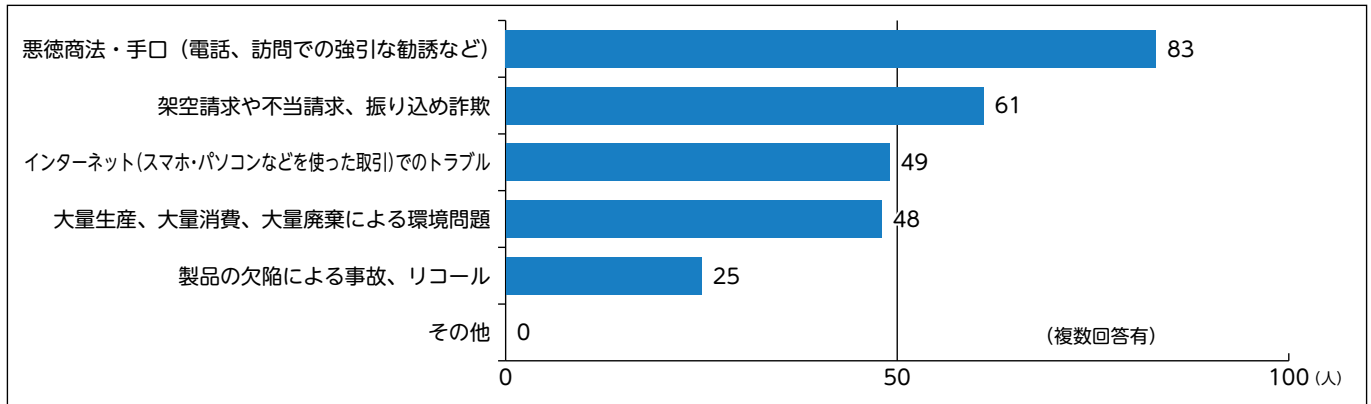
- 初めに、**事業者名（氏名）、訪問の目的（何のセールスか）**を必ず確認し、**安易に販売員を玄関や室内に入れない**ようにしましょう。また、相手のペースに引き込まれないよう一人に対応しないことも大切です。
- 断る時は、「**いいません**」「**やめます**」など簡潔にはっきり断りましょう。
「**お金がない**」という断り方では「**お金があればほしい**」という意味だと受け取られ、強引に契約させられる場合があります。また、「**結構です**」「**いいです**」という断り方も承諾しているという誤解を招いたり、つけこまれたりするおそれがあります。
- 疑問に思ったことは十分確認しましょう。**高額な契約はその場で判断せず**、家族や友人に相談してからにしましょう。
- 契約の申し込み時または契約時には、**申込書面または契約書面の交付**を求めましょう。
- 業者からの訪問や電話による勧誘で契約した場合、契約書を受け取った日から8日以内であれば、**書面でクーリング・オフ（契約の解除）**ができます。また、販売方法に問題があれば、クーリング・オフ期間を過ぎても、事業者**に契約の取消を主張**できる場合もあります。
分からないことやトラブルにあった場合などは、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。



消費生活モニターの皆様にお聞きしました！

県消費生活モニターの皆様へ、消費生活の中で特に問題だと感じていることをお聞きしたところ、半数以上の方が「悪質商法・手口」、「架空請求や不当請求、振り込め詐欺」と回答しました。
(県消費生活モニター 118名)

消費生活に関わる様々なことの中で、特に問題だと感じていることは…。



●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料 要予約

3月の開設日

開設時間14:00～16:00

分野	3月	
福井弁護士会 (法律)	2日(月)	敦賀市消費生活センター (☎0770-22-8115)
	3日(火)	県消費生活センター
	18日(水)	県消費生活センター
司法書士 (法律)	26日(木)	県嶺南消費生活センター

*先に申込みが必要です。申込受付は、県の消費生活センターまでご連絡ください。3月2日(月)の申込受付は、敦賀市消費生活センターでもできます。

消費生活のご相談は…



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)
☎ : 0776-22-1102
FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)
☎ : 0770-52-7830
FAX : 0770-52-7831 (嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間9:00～17:00 (平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければ、つながります。

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1
☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県